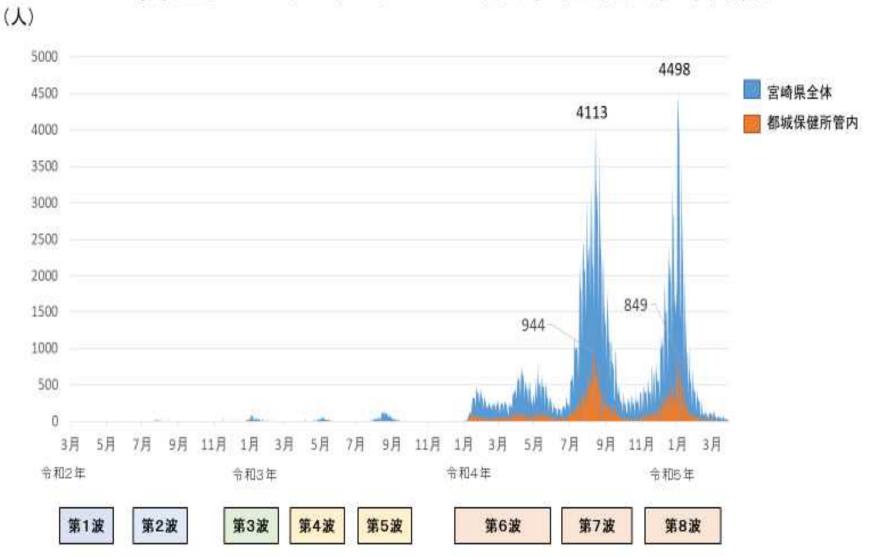
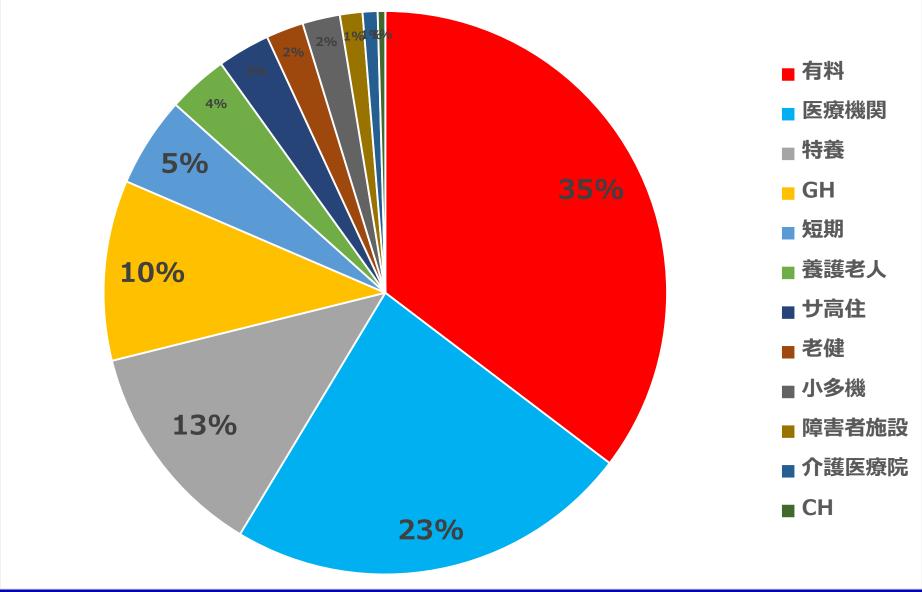
# 新型コロナウイルス感染症の 振り返りと今後の感染症対策 について

健康づくり課 疾病対策担当 令和5年7月26日 (水)

## 新型コロナウイルス感染症感染者数

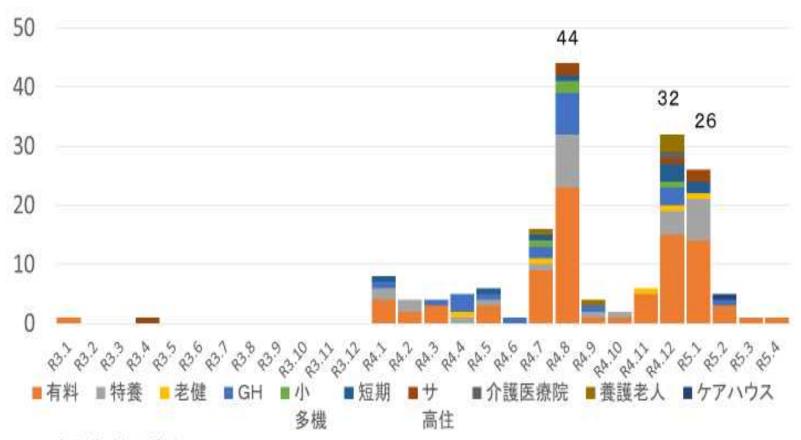


### 都城市北諸県圏内施設での入所者(入院患者)感染確認施設割合



## 高齢者施設における新型コロナ発生件数

(施設数)



- · 都城保健所管内
- ・ 利用者で感染が確認された場合のみ計上(職員は除く)

### 5類移行後の主な対応①

#### 1 医療提供体制等①

	現行	5 類移行後
I )外来医療体制	・診療・検査医療機関を中心とした体制	・幅広い医療機関による体制
	・最大限安全性を重視した院内感染対策	・安全性に加え効率性も考慮した院内感染対策
	・外来設備整備等への支援	・新たな受入を行う医療機関等に対し当面9月 末まで継続
	・コロナ患者は応召義務の例外	・応召義務の例外ではなくなる
Ⅱ)入院医療体制	・確保病床を有する入院受入医療機関による受 入体制	・全病院による受入体制
	・最大限安全性を重視した院内感染対策	・安全性に加え効率性も考慮した院内感染対策
	・病床確保料による支援	・補助単価等を見直し、当面9月末まで継続
	・入院設備整備等への支援	・新たな受入を行う医療機関等に対し当面9月 末まで継続
	・コロナ患者は応召義務の例外	・応召義務の例外ではなくなる

### 5 類移行後の主な対応②

#### 1 医療提供体制等②

	現行	5 類移行後
Ⅲ)入院調整	・行政による入院調整	・医療機関間による調整 ・当面の間は各保健所(宮崎市含む)が医療機 関からの相談に対応 県独自
IV)宿泊療養	・宿泊療養施設を運営	・終了
V)自宅療養	・陽性者登録センターの運営	・終了
	・行政からのプッシュ型の健康観察 (訪問看護 ステーション・フォローアップセンター)	・終了。ただし、陽性判明後の体調急変時の相 談窓口については、当面9月末まで継続
	・食料やパルスオキシメータ等の支援	・終了

#### 2 公費負担

	現行	5 類移行後
I )外来医療費	・公費負担	・原則、自己負担。ただし、コロナ治療薬の費 用については、当面9月末まで公費負担を継続
Ⅱ)入院医療費	・公費負担	・原則、自己負担。ただし、高額療養費の自己 負担限度額から2万円を限度に減額する形で、 当面9月末まで公費負担を継続
Ⅲ)検査費用	・公費負担	・終了

#### 5類移行後の主な対応③

3 高齢者施設等への対応(感染防止対策、医療機関との連携強化、療養体制の確保等に係る支援)

現行	5 類移行後
・高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査	・当面継続
・感染制御支援に携わる医療従事者の確保	・当面継続
・高齢者施設等へ往診を行う医療機関への補助	・当面継続 県独自

4 相談窓口 (発熱時等の受診相談及び陽性判明後の体調急変時の相談)

現行	5 類移行後

・「受診・相談センター」及び「フォローアップセン ター(体調急変時の相談)」を運営 ・「宮崎県新型コロナウイルス感染症相談窓口」に一本化し、当面9月末まで継続

#### 5 サーベイランス

現行	5 類移行後	
・感染症法に基づく発生届等による全数把握	・定点医療機関による感染動向把握(定点把握)	
・日々の感染者数の公表	・毎週1回、前週1週間の定点医療機関からの報告数と、 定点当たりの患者数を公表	
・変異株の発生動向を把握	・当面継続	

## 高齢者施設等への対応

①集団感染発生時(※)における施設等からの 電話報告による感染状況の把握、指導

※集団感染発生時とは、以下ア又はイのいづれかに 該当する時を指します。

ア 新型コロナウイルス感染症による死亡者又は 重症者が1週間以内に2名以上発生したとき

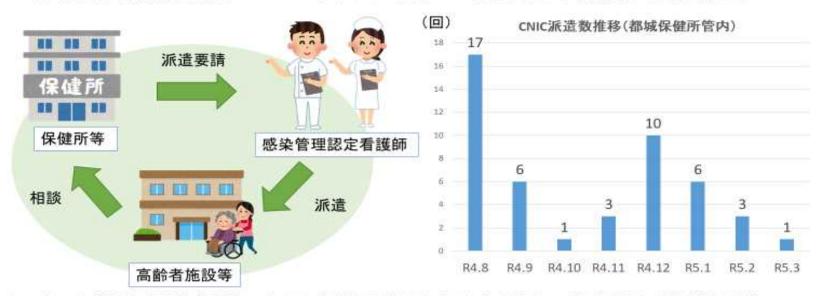
イ 新型コロナウイルス感染者が10名以上又は全 利用者の半数以上発生したとき

(令和5年5月9日付け宮崎県長寿介護課長発出文書より抜粋)

## 高齢者施設への対応

- ②感染管理認定看護師の派遣(9月まで)
  - 〇感染拡大がみられる施設に対する訪問指導

## 高齢者施設への感染管理認定看護師派遣



- ・クラスター発生施設(高齢者施設等)における感染管理が必要と考えられた場合に、県(保健所)が感染管理認定 看護師(CNIC)に要請し、施設へ派遣
- ・新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者等派遣実施要領(令和2年9月25日施行)に基づき実施
- 派遣件数:47回(都城保健所管内、令和5年5月15日現在)

## 〇感染未発生期の施設に対する予防的な観点 からの感染予防・拡大防止のための訪問指導

#### 〇事前準備

#### ・感染対策チェックリストの作成

⇒事前に施設へ送付 セルフチェックを依頼

⇒CNICへ事前共有



・施設ゾーニング案(図面)のCNICへの事前共有

※R3年度保健所作成

※参考資料として



#### 〇訪問指導当日

#### ·CNIC1名~2名、保健所職員2名で訪問

○感染対策チェックリストを元に現状の確認



Oラウンド



## 〇感染未発生期の施設に対する予防的な観点 からの感染予防・拡大防止のための訪問指導

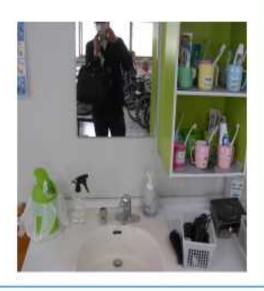
#### ○訪問指導後

- ・感染対策チェックリストにCNICが評価を記入
  - +後日改善状況を確認すべき優先項目3つを選出
  - ⇒施設へ共有

#### 

#### 〇保健所職員による再訪問

- ・1度目の訪問指導後の施設での対応の改善状況 を確認するために、保健所職員が再度訪問
- ·実施期間:令和5年4月28日~5月16日



### 施設への感染対策に関する教育・啓発

#### ○保健所にて資料作成 ⇒管内の有料老人ホームへ送付(令和5年2月)

チラシ



チェックリスト



発生時フローチャート



- ・チラシ : 感染対策の事前の準備について、要点をシンプルに掲載
- チェックリスト:施設内で実際に平常時の感染対策の確認を行う際に使用できる様式
- 新型コロナ発生時の対応フローチャート
- : 患者(疑い患者)発生時に何から対応を始めて良いかわからない場合などに対応の整理を行うために使用

## 施設への感染対策に関する教育・啓発

#### 〇有料老人ホーム向けセミナー開催

- 名称:第1回都城北諸県地域感染対策セミナー
- ·開催日:令和5年4月15日(土)
- 主催:都城医療センター
- ·発表者:管内のCNIC6名、都城保健所
- 対象者:都城北諸県地域の有料老人ホームに従事する職員
- ・開催形式:ハイブリッド(集合+Web)
- ・開催案内方法:都城保健所より各有料老人ホームにメールにて案内
- ·実際の参加者:現地会場10施設(12名) + Web参加 25施設
- ・開催背景: 有料老人ホームへの実態調査の結果を踏まえ、訪問指導を 行うことができなかった施設を含め、感染対策について見直 す機会を作るため









## 今後の感染症対策

## 保健所における感染症に係る体制づくり

新型コロナ対応での課題を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、平時のうちから計画的に保健所体制を整備しておくことが必要



## 健康危機対処計画の策定

保健所は平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進め、地域の特性や実情を踏まえ、具体的な方策を示す

### 【記載事項】

- 〇業務量・人員数の想定
- 〇人材確保と育成に関する事項
- 〇保健所の組織体制に関する事項
- 〇保健所業務に関する事項
- 〇関係機関との連携に関する事項
- 〇情報管理及びリスクコミュニケーションに関する事項

〈令和5年6月 保健所における健康危機対処計画(感染症編)策定ガイドライン〉